

## 自治基本条例策定に係る職員プロジェクトチーム（第18回）議事録

日時：7月3日（木）午前10時～12時

場所：役場第1，2会議室

出席者 高森委員長、小原副委員長、小乾委員、里委員

欠席者 清水委員、松田委員、来海委員

**事務局** 前田課長、高田課長補佐

○開会

○協議

◇自治基本条例研修会（参画と協働のむらづくり～あらためて自治基本条例の意義を考える～）

福嶋浩彦さん（元我孫子市長）の講義をビデオ視聴し、参画と協働のあり方を改めて勉強した。

- ・自治基本条例は、住民自治のあり方を定めるものであり、新たな住民自治の仕組みを定めること。（行政や議会を縛るもので、新たにどう縛るかが大事となる。）
- ・「参画」とは、主権者である住民が、行政の施策（PDCAすべてのプロセス）に対し参加すること。
- ・「協働」とは、施策を進めるために行政と住民（組織）がともに活動する。など

◇自治基本条例の内容の検討

- ・委託のようなもの（サービスの受け手に対して、行政が活動を行うことに村民が協力するなど）を協働と捕らえている村民が多いが、基本は、行政と村民が役割分担をして、連携しながらサービスの受け手に対して活動を行うことだと言われた。
- ・協働を理解することは中々難しい。
- ・協働の理念があって、事業はこうあるべきと理解されていると良いが、「協働」「協働」ということばかり言うと、村民に押し付けている印象が強くなるということだと思う。
- ・活動している村民との協働だということに驚いた。活動していない村民も協働だと思っていたので、改めて考えさせられた。
- ・協働のパターンで、どれが良いとか悪いがあるのか。
- ・それぞれパターンはあるが、現在は、「行政の活動に村民が参加する、あるいは委託する」という協働パターンが多い。
- ・それよりも「連携はするが、行政と村民が役割分担をして、それぞれ活動する」という協働パターンが基本モデルになるのではないか。

- ・議員の活動という中で、議会の定例会終了後に各自治会などを回り、報告会を行っているような事例を話されていた。説明責任という部分では大切だと思し、実際に条例に盛り込んだらどうなるだろうと感じた。（策定委員会は報告義務を盛り込む予定）
- ・今後、骨子を作成しないといけないので、福嶋さんの話も踏まえて検討する必要がある。

◇その他

（事務局）

- ・7/11には中川アドバイザーをお招きし、アドバイスをいただく予定。是非出席を。
- ・プロジェクトについては、その後日程調整。

○閉会